

日本で唯一のスウェーデンのお祭り

# 第21回 夏至祭 2004

## 6月20日(日)

午前10時～午後3時

スウェーデン交流センター  
スウェーデン公園

スウェーデン王国レクサンド市との姉妹都市友好の証として、今年で21回目を迎える夏の祭。  
スウェーデン風の民族衣装に身を包んだ参加者がマイストングを囲んで楽しくフォークダンスを踊ります。



### 主な内容

オープニング・クロージングコンサート、リースの行進、マイストングの立ち上げ、フォークダンス、ミニコンサートなど

### 出展など

〈交流センター内〉  
ガラス展、ポスター原画展、リース作り  
〈木工房・ガラス工房〉  
ガラス・木工体験、ガラス製品販売  
〈交流センター前庭〉  
カフェテリア

石狩当別駅と石狩太美駅から  
無料バス運行

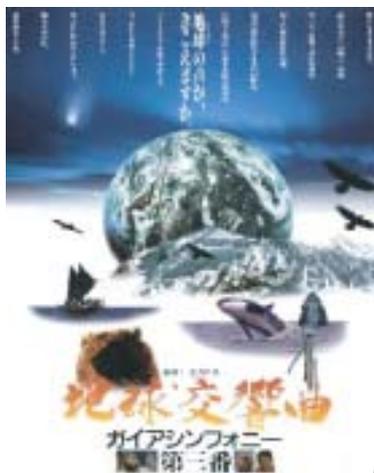


## 前夜祭

### 地球交響曲「ガイアシンフォニー」第三番 上映会

6月19日(土) 午後6時～  
西当別コミュニティーセンター

入場料 大人1,000円 高校生以下500円



『人の心は無限の可能性を秘めている』をテーマに1996年ロシアで熊に襲われて亡くなった、写真家星野道夫やカナダ・ハンソン島で撮影され、宇宙的スケールで人類の未来を語る宇宙物理学者フリーマン・ダイソン博士などが出演。

こころの奥に眠る五千年以上前の記憶を呼び覚まし『地球の心』『いのちの不思議』に遠く思いを馳せる掛け橋になればとの願いで作られた映画です。

(NPO法人 当別エコロジカルコミュニティとの共催です。)

また、夏至の夜8時から10時までの2時間「電気を消してスローな夜を」と呼びかけている「10万人のキャンドルナイト」の趣旨に賛同し、上映会場でキャンドルのプレゼントも予定しています。

### 問い合わせ

夏至祭実行委員会 (商工会内) ☎23-2447  
役場企画部企画課 ☎23-3042  
スウェーデン交流センター ☎26-2360

夏至祭・前夜祭詳細は、  
中旬の新聞折込チラシを  
ご覧ください。



高比良実行委員長のデザインを基に掲載しました。





町内の市内局番が「2桁」になりました。

掛け間違いがないようお気をつけください。

2□-□□□□  
となります。

※石狩市・厚田村・浜益村と市外局番が同じですが、ダイヤルする場合は市外局番が必要です。

## 年金

### 高齢基礎年金受給者は現況届をお忘れなく

『現況届』は、年金を受けている方が、引き続き年金を受ける権利があることを確認する大切な届け出です。提出を忘れてたり遅れたりすると年金の支払いが一時的に止まりますので、ご注意ください。

『現況届』はご自分の誕生月に送られてきますので、誕生月の末日

までに必ず社会保険業務センターに届くように郵送してください。

#### ◆役場窓口年金相談日

6月9日・30日の水曜日  
1階国保年金係へお気軽にお越しください。

#### ◆年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所  
日時 6月18日(金)  
10時～15時  
場所 商工会館(錦町)

## 国保

### ご存知ですか 国保の高額療養費制度

高額療養費制度は、支払った医療費が高額となり一定の限度額を超えた場合に高額療養費として受給できる制度です。限度額は、受診者の年齢や世帯内の所得状況により異なるため、領収書を持参し国保年金係でご相談ください。

なお、来庁時に国民健康保険被保険者証と世帯主名義の口座番号がわかるものを持参すると、その場で申請することもできます。

①**限度額** 1か月に支払った医療費が限度額を超えたときに申請できます。～表1のとおり

②**世帯合算** 同一世帯内で、同じ月に一つの病院で複数の方が21,000円以上支払い、合計額が限度額を超えたときは、世帯内で合算し高額療養費の申請をします。

③**多数該当** 同一世帯で、過去12か月以内に高額療養費の支給を4回以上受けるとき、4回目以降は限度額が変更となります。～表2のとおり

④**前期高齢者** 昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上の方が限度額を超えたときに申請できます。～表3のとおり

表1

区 分		限 度 額
住民税	上位所得者	139,800円 + (総医療費 - 466,000円) × 1%
課税世帯	上位所得者以外の人	72,300円 + (総医療費 - 241,000円) × 1%
住民税非課税世帯の人		35,400円

上位所得者とは、国保加入者全員の総所得金額700万円を超える世帯。同じ世帯に未申告者がいる場合は、上位所得者の適用となります。1か月とは、その月の1日から月末までの期間であり、5月15日から6月13日までの30日間入院した場合は、5月分(5月15日から31日の17日間分)と6月分(6月1日から13日の13日間分)に分けて請求することになります。

院外処方薬に支払った一部負担金は、処方せんを出した医療機関に支払った一部負担金と合わせて計算します。

表2

区 分		限 度 額
住民税	上位所得者	77,700円
課税世帯	上位所得者以外の人	40,200円
住民税非課税世帯の人		24,600円



表3

自己負担の割合	外 来	入 院	多数該当	
2割負担の人	40,200円	72,300円 + (総医療費 - 361,500円) × 1%	40,200円	
1割負担の人		40,200円	/	
	家族全員が非課税	8,000円		24,600円
	年金収入が65万円以下	8,000円		15,000円

多数該当は2割負担の人が過去12か月で入院の高額療養費支給が4回目以降で該当になります。

外来での支給対象は同一月内であれば、どの病院で支払ってもすべて対象となります。

詳細 住民生活課国保年金係 (☎23-2467)